

## 1. 在宅医療・介護連携の推進について

- 在宅医療・介護連携推進事業は、地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ、平成30年度からはすべての市町村において、(ア)～(ク)の事業項目全てを実施することとしている。
- 昨年9月に実施した在宅医療・介護連携推進事業の実施状況調査によると、市町村の取組状況には地域により大きなばらつきがあった他、人口規模の小さい市町村ほど取組が遅れている傾向がみられた。また、市町村における(ア)から(ク)の平均実施数が多い都道府県は、都道府県・保健所による市町村支援の割合が高い傾向がみられた。
- 市町村において効果的な在宅医療・介護連携推進事業が実施されるためには、都道府県・保健所の役割が重要と考えているところ。特にノウハウの乏しい小規模市町村に対する事業の導入に向けた支援や、広域的な医療介護連携の取組等に対する支援について、積極的に取組んでいただきたい。
- また、平成28年度より、市町村における事業の円滑な導入を支援するため、市町村・市町村が想定している委託先(郡市区医師会等)・市町村支援を担う都道府県・保健所等を対象とした、在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナーを実施する予定であるので、市町村への周知や担当職員の参加をお願いする。
- さらに、複数の小規模市町村による共同実施の取組や平成27年度から在宅医療・介護連携推進事業を開始した市町村の取組、効果的な市町村支援を実施している都道府県の取組に関する調査研究事業を実施し、効果的・効率的に本事業を実施する上で、参考となる事例等お示しする予定である。

# 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

## 事業項目と取組例

### （ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



### （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

### （キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



### （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

### （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

### （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

### （カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

### （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

# 在宅医療・介護連携推進事業実施状況調査結果について

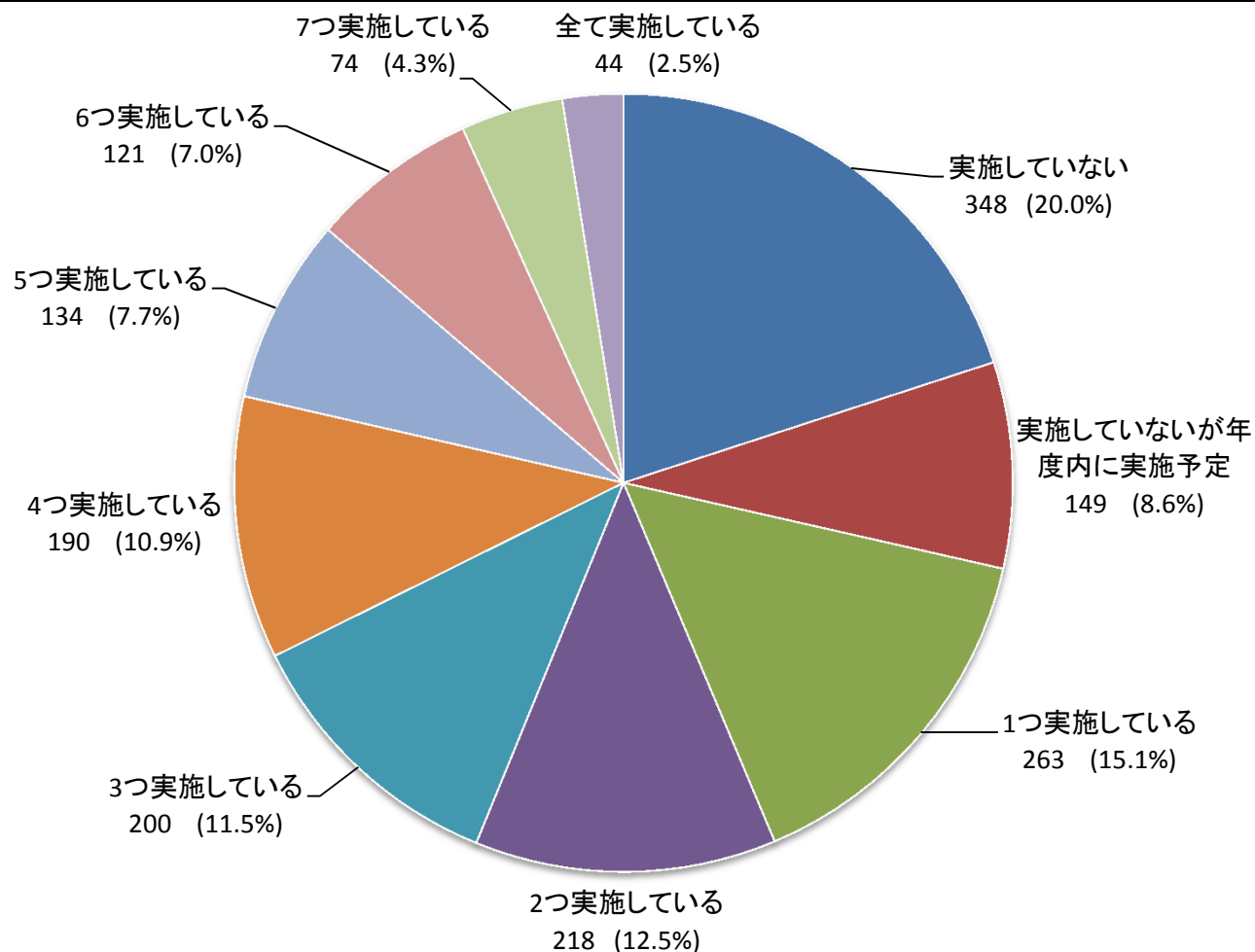
○調査目的 在宅医療・介護連携推進事業については、介護保険の地域支援事業に位置付けられ、実施可能な市町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市町村で実施することとしている。

このため、全国の市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況を把握し、事業の円滑な導入及び充実に向けて必要な基礎資料を得ることを目的とした。

○調査対象 全国1,741市町村

○調査時期 平成27年9月（平成27年8月1日現在の状況）

○市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況 (n=1,741)

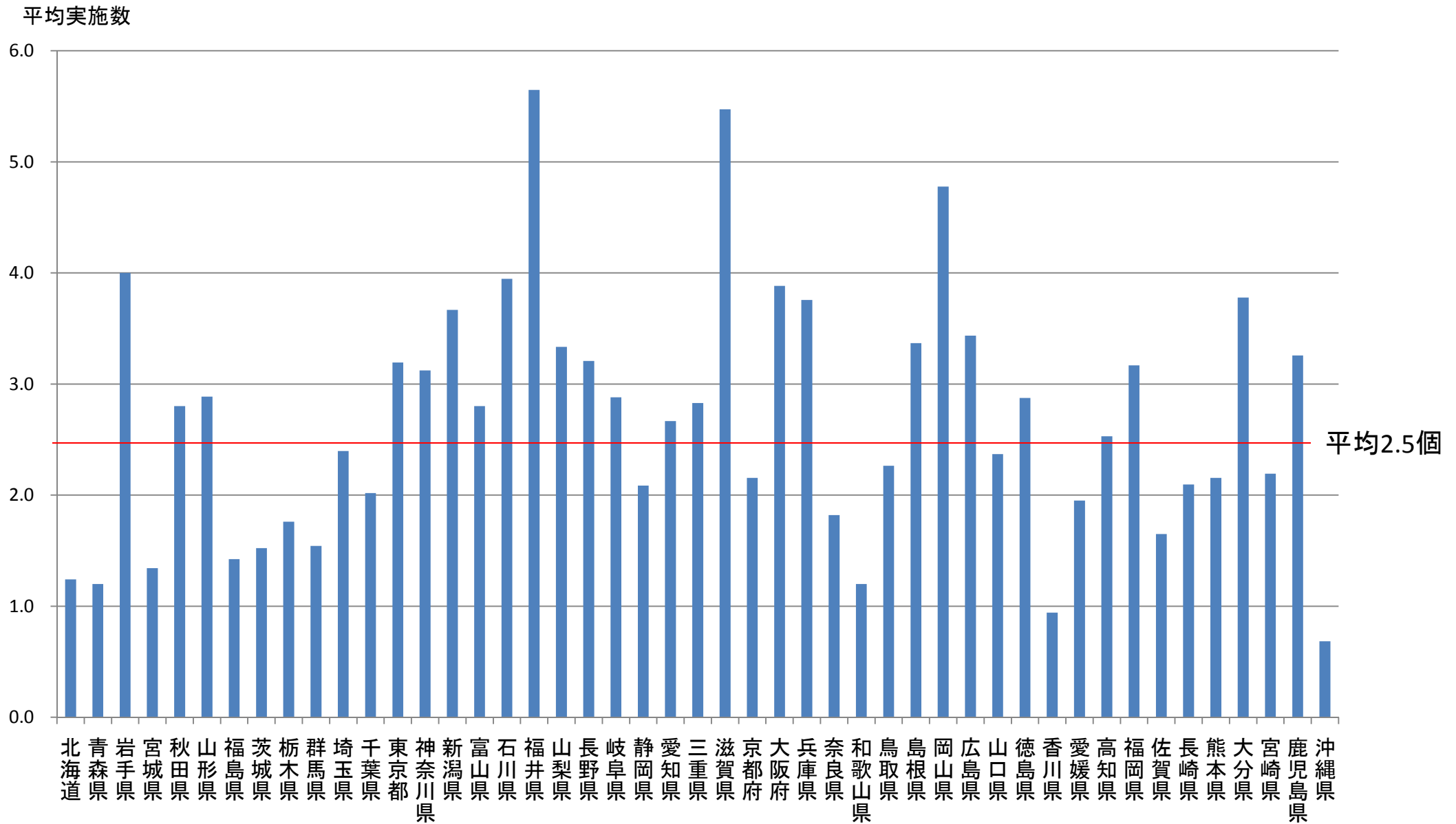


# 市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の各取組 (ア)～(ク) 毎の実施状況

	実施している	年度内に実施予定	実施していない
(ア)地域の医療・介護の資源の把握	671 (38.5%)	374 (21.5%)	696 (40.0%)
(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	763 (43.8%)	250 (14.4%)	728 (41.8%)
(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	331 (19.0%)	177 (10.2%)	1,233 (70.8%)
(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援	439 (25.2%)	212 (12.2%)	1,090 (62.6%)
(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援	380 (21.8%)	79 (4.5%)	1,282 (73.6%)
(カ)医療・介護関係者の研修	675 (38.8%)	215 (12.3%)	851 (48.9%)
(キ)地域住民への普及啓発	517 (29.7%)	245 (14.1%)	979 (56.2%)
(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	549 (31.5%)	122 (7.0%)	1,070 (61.5%)

(n=1,741)

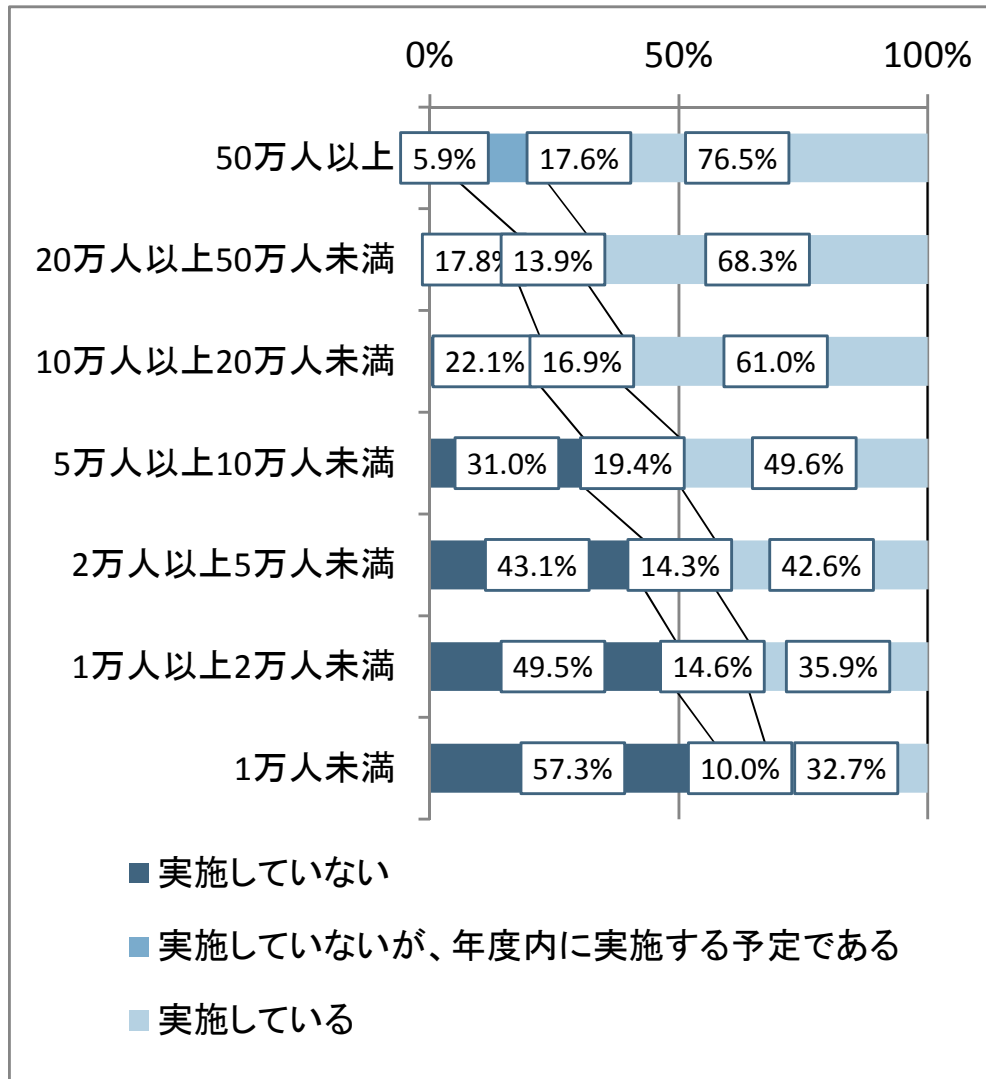
# 市町村における在宅医療・介護連携推進事業の平均実施数



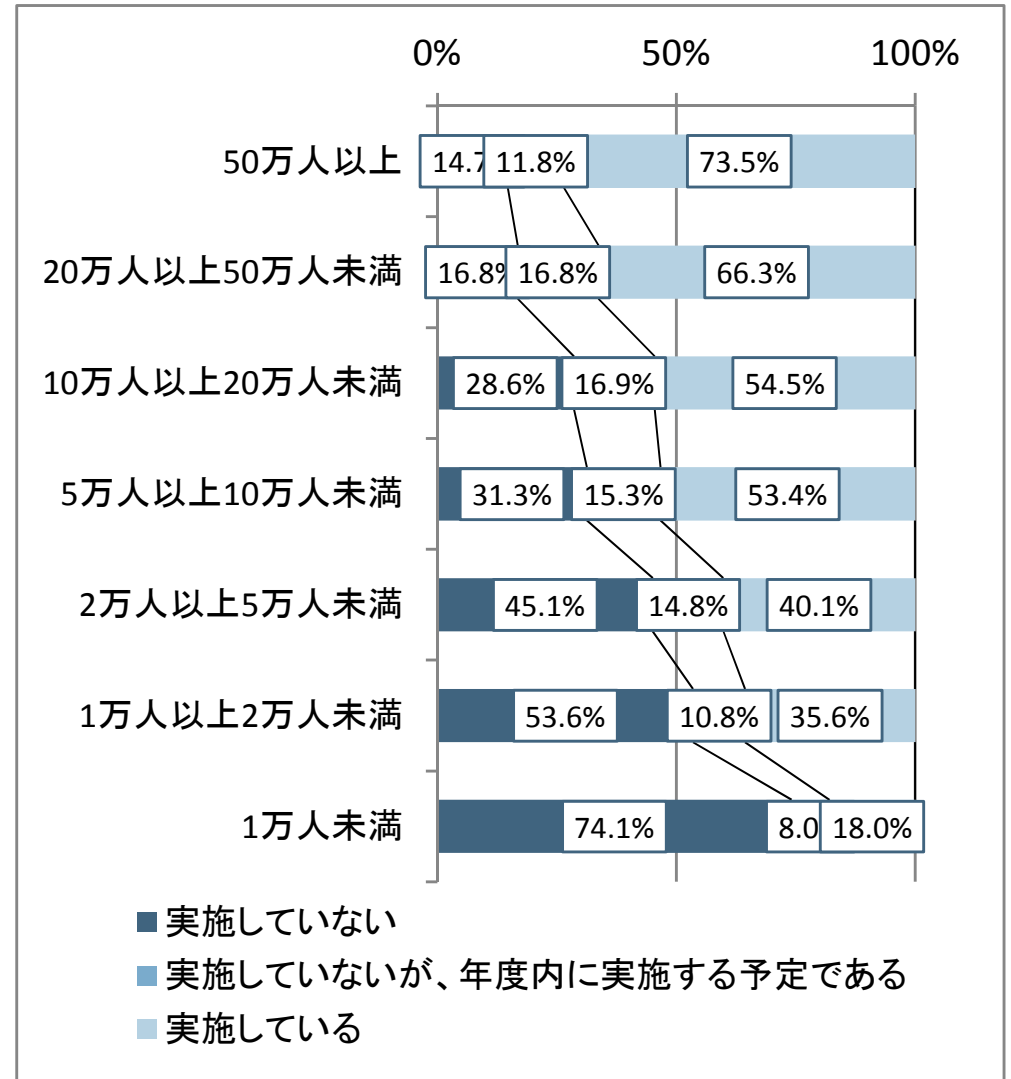
# 人口規模別の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況

※特に顕著な差がある(イ)と(カ)について例示

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討



(カ) 医療・介護関係者の研修



小規模な市町村ほど取組が遅れている傾向

# 市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の 事業委託、共同実施、都道府県の支援状況

- 在宅医療・介護連携推進事業の(ア)～(ク)の取組のうち、郡市区医師会等への事業委託の有無、周辺市町村との共同実施の有無、都道府県(保健所)の支援の有無について

※(ア)～(ク)の取組のうち、1つ以上該当した市町村数

事業委託あり(予定を含む)	共同実施あり(予定を含む)	都道府県(保健所)の支援あり
404 (29.0%)	591 (42.4%)	704 (50.5%)

(n=1,393)

(参考)在宅医療・介護連携推進事業の(ア)～(ク)の取組の平均実施数が多かった上位3県の市町村のうち、都道府県・保健所による市町村支援があったと回答した割合

	平均実施数	都道府県・保健所による支援の割合
福井県	5.6	94.1% (17市町村中16市町村)
滋賀県	5.5	94.7% (19市町村中18市町村)
岡山県	4.8	74.1% (27市町村中20市町村)



# 在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた都道府県の取組

## －都道府県（保健所）に期待される役割について－

- 都道府県（保健所）は、市区町村が本事業に対して積極的に取り組むことができるよう、各市区町村の取組について、事前の準備状況も含めて進捗状況等を把握し、その状況を共有するとともに、各市区町村の実情に応じて、以下のような支援を積極的に検討することが重要である。

- 都道府県（保健所）の市区町村に対する支援項目及び取組例（在宅医療・介護連携推進事業の手引きより）

### (1) 先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援

- ・ 都道府県内外の先行事例や好事例の把握、情報提供
- ・ 事業実施に係る市町村への技術的な助言や協力

### (2) 都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料やデータの整理・提供

- ・ 医療機能情報提供制度で把握する医療資源の情報提供
- ・ 都道府県（保健所）が把握する医療統計等の整理・提供

### (3) 在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置

- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援を担う人材育成
- ・ 市区町村や委託事業者等の担当職員を対象とする情報共有の場の設置や効果的な事業立案のための人材育成

### (4) 広域的な医療・介護関係者に対する研修

- ・ 広域的に実施する方が効果的、効率的な医療・介護関係者の連携に資する研修
- ・ 小規模市町村における医療・介護関係者に対する研修（都道府県・保健所と市町村との役割分担を協議の上）

### (5) 広域的な普及啓発

- ・ 広域的・全県的な普及啓発の実施（在宅療養や在宅看取りに係るパンフレットの作成等）

### (6) 「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

- ・ 関係市区町村間の連携、調整
- ・ 医療機関・医療関係団体等への協力依頼等の調整

- 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療・介護連携に関する事業

- ・ 在宅医療・介護連携のための事業で、地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能。
- ・ 市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。
- ・ 医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業については、当該事業の目的を整理した上で、医療又は介護のいずれかに計上するものとする。

#### 【事業例】 ・在宅医療・介護連携のための相談員（コーディネーター）の育成

- ・ ICTによる医療介護情報共有
- ・ 複数市区町村にまたがる退院調整ルール作成等、広域的・補完的な在宅医療と介護の連携に関する事業 等



# 在宅医療・介護連携推進事業を促進するための国の主な支援策

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっては、
  - ・ 市町村が主体的に、地域の医療・介護関係者の協力を得つつ、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策について検討すること
  - ・ 市町村が事業実施に係る検討段階から、郡市区医師会等の地域における医療・介護の関係団体等と緊密に連携しながら取り組むことが重要である。
- 医療施策に関する取組は、これまで主に都道府県が対応してきたため、事業実施に必要なノウハウの蓄積は、市町村により様々である。そのため、地域の実情に応じた取組を支援するため、国は主に以下の取組により支援。

## 在宅医療・介護連携推進事業の計画作成の支援

### ①在宅医療・介護連携推進支援事業(平成28年度予算(案)事業) ～在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー～ (参考資料1)

- ・対象 市町村、市町村が想定している委託先(郡市区医師会等)、市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における各取組の効果的な展開方法、グループワーク(実施計画の作成演習)



### ②地域における医療・介護の連携強化に関する調査研究 ～地域における医療・介護の連携に関する実践的なモデルの作成～

- ・対象 医療・介護連携に取り組む市町村職員
- ・内容 地域資源の実情に応じ、これから医療介護連携に関する取組を進めようとしている市町村にも応用可能な一般化した医療介護連携の取組モデルを作成、提示(※平成28年3月予定)。

## 現状分析のための支援

### ①「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータ掲載 (参考資料2)

- ・地域包括ケア「見える化」システム(平成27年7月稼働)に、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定

### ②「在宅医療・介護連携推進事業」の継続的な進捗管理

- ・平成28年度においても、「在宅医療・介護連携推進事業」の取組毎に実施状況を調査し、全国の取組状況を周知する。

## 好事例の横展開

### ①地方自治体の意見交換の場の設定

- ・在宅医療・介護連携推進支援事業等の場を活用しつつ、好事例の横展開を推進する。

### ②地方自治体の取組事例の収集と情報提供

- ・取組事例を収集し、地方自治体を対象とする会議や市町村セミナー等の研修、ホームページを活用して好事例の横展開を推進する。

# 在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた役割分担のイメージ

## 国の取組

- ①在宅医療・介護連携推進事業に関する計画作成の支援
  - ・在宅医療・介護連携推進事業の企画立案に関するノウハウ、マニュアルの提供
- ②都道府県、市町村による在宅医療・介護連携に関する現状分析のための支援
  - ・在宅医療・介護連携に関する現状や課題分析に必要なデータの収集及び課題抽出を容易にする形での提供（見える化）
- ③好事例の横展開
  - ・取組事例を収集し、様々な機会を活用して好事例の横展開を推進

## 都道府県（保健所）の取組

- ①小規模市町村等に対する効果的な事業の導入・展開に向けた支援
  - ・都道府県内外の先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援
  - ・都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料やデータの整理・提供
  - ・在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置
- ②複数市町村にまたがる連携の取組等、広域的な在宅医療・介護連携の推進に向けた支援
  - ・広域的な医療・介護関係者に対する研修
  - ・広域的な普及啓発
  - ・「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

## 市町村の取組

### 在宅医療・介護連携推進事業の着実な導入・実施

- |                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| (ア) 地域の医療・介護の資源の把握            | (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援      |
| (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討    | (カ) 医療・介護関係者の研修            |
| (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | (キ) 地域住民への普及啓発             |
| (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援          | (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 |

●目的 本事業は、市町村における在宅医療・介護連携の推進に地域間格差が生じないように、都道府県と連携しながら技術的支援を行い、在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施及び充実を図る。

## ●事業内容

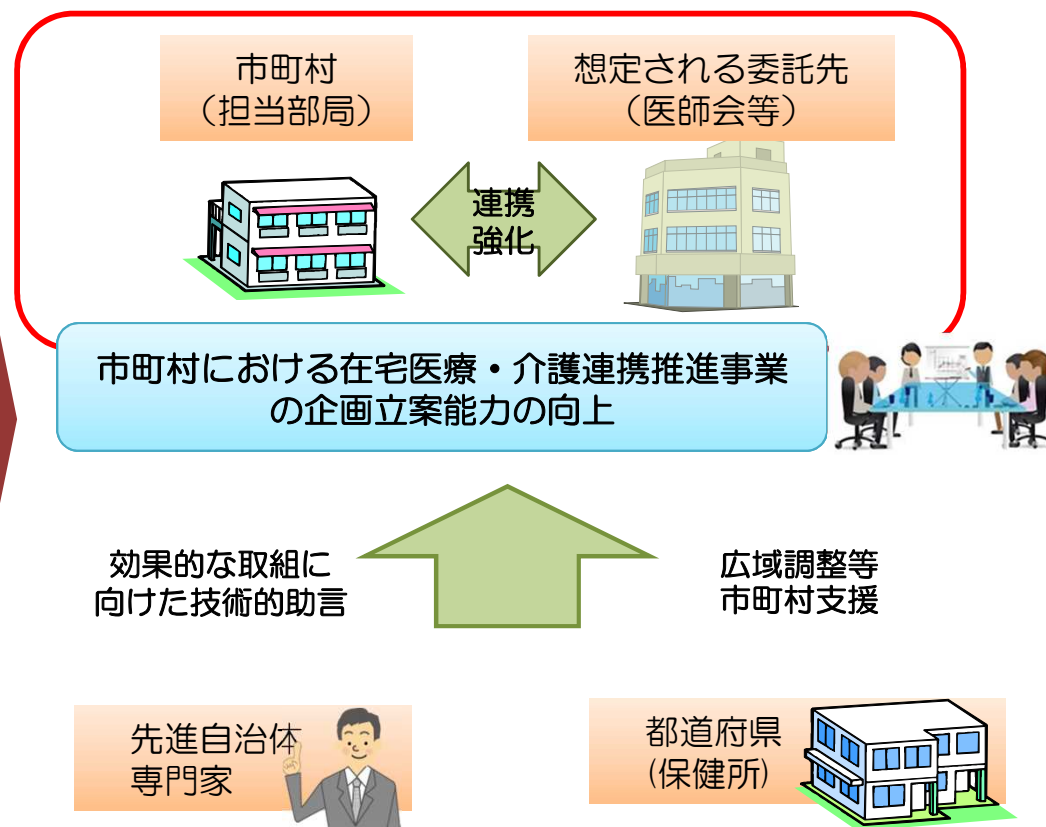
市町村における効果的な在宅医療・介護連携推進事業が実施されるように、市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）、都道府県・保健所等を対象として、事業の企画立案能力の向上を図る「在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー」の実施や市町村に対する技術的助言などの支援を行う。

### 在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー

- ・対象 市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）  
市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における  
（ア）～（ク）の各取組の効果的な展開方法  
グループワーク（実施計画の作成演習）

#### 在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業交付金）

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携



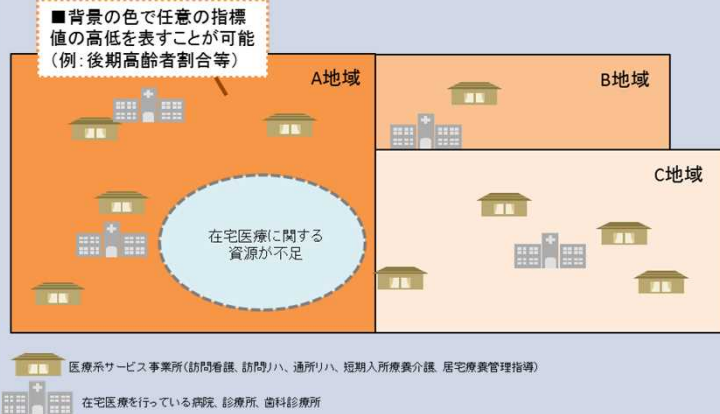
# 地域包括ケア「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータの掲載について

- 平成27年7月より稼働している地域包括ケア「見える化」システム (<http://mieruka.mhlw.go.jp/>) において、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定。
- 本機能においては、都道府県が医療機能情報提供制度により把握している在宅医療を実施する医療機関の情報<sup>※</sup>や介護サービス情報公表システムに登録されているサービス事業所等の情報の地図上への表示及び地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況等の情報を掲載することにより下記のような機能が利用可能になる。(下記参照)  
<sup>※</sup>医療機能情報提供制度による在宅医療に関するデータの掲載は、都道府県の任意

## 地域包括ケア「見える化」システム上でリリース予定の機能

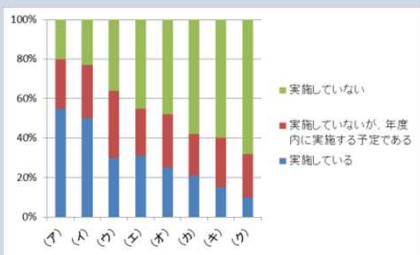
### 【在宅医療・介護に関する資源のマッピング】

地図上に在宅医療を実施している医療機関や歯科診療所、介護保険サービス事業所等を表示し、地域ごとの資源配置を確認可能。



### 【在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況】

取組項目(ア)～(ク)についての進捗状況を確認可能。



←→  
グラフと地図で  
確認可能



## 都道府県・市区町村が得られるメリット

都道府県



- 都道府県内の在宅医療実施機関(医療・介護の両資源)の配置状況について、地図上で確認し、医療介護提供体制整備の検討資料として活用できる。

市町村(保険者)



- 地域毎の後期高齢者割合等の情報と実際の在宅医療を実施する医療機関等(医療・介護の両資源)の配置状況を合わせて見ることにより、効率的な分析・検討ができる。

都道府県



- 都道府県内の構成市区町村ごとに在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況を把握することにより、効率的な市町村への支援を検討できる。

市町村(保険者)



- 他市区町村の在宅医療・介護連携推進事業の各取組項目の進捗状況から、自治体の進捗状況を客観的に評価できる。

## 在宅医療・介護連携推進事業についてのQ&A

問 在宅医療・介護連携推進事業における関係者とは、具体的にどのような者が想定されるのか。

(答)

- 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員等の者が想定されるが、その他の者についても、地域の実情に応じて検討いただいて差し支えない。